

労 災 保 険

# 特別加入制度のしおり

特定作業従事者用



厚生労働省  
都道府県労働局  
労働基準監督署



# はじめに

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

このパンフレットは、特定作業従事者の特別加入について、その加入者の範囲、加入手続、加入時健康診断、業務上外の認定基準（保険給付の対象となる災害の範囲）などに関して、特にご注意ください事項を説明しています。

特別加入を希望する方はもちろんのこと、すでに特別加入されている方もご一読いただき、特別加入制度についてご理解いただきますようお願いいたします。

## も く じ

	ページ
1 特別加入者の範囲	1
2 特別加入の手続き	4
3 加入時健康診断	6
4 業務災害の防止に関する措置	7
5 給付基礎日額・保険料	8
6 補償の対象となる範囲	10
7 保険給付・特別支給金の種類	12
8 支給制限	14
9 特別加入者としての地位の消滅	14
<様式記載例>	15

# 1 特別加入者の範囲

特定作業従事者として特別加入をすることができる方は、「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「国または地方公共団体が実施する訓練従事者」、「家内労働者およびその補助者」、「労働組合等の常勤役員」、および「介護作業従事者」です。

## (1) 特定農作業従事者

年間農業生産物総販売額300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上の規模で、①土地の耕作、開墾②植物の栽培、搾取③家畜や蚕の飼育の作業のいずれかを行う自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）であって、次のアからオまでの作業に従事する方をいいます。

ア 動力により駆動する機械を使用する作業



イ 高さが2メートル以上の箇所での作業



ウ サイロ、むろなどの酸素欠乏危険場所での作業



エ 農薬の散布作業



オ 牛、馬、豚に接触し、または接触する恐れのある作業



(注) 事業場の規模を判断する上で、農家の集団が共同で作業を行う、いわゆる地域営農集団または農事組合法人において年間農業生産物総販売額300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上の規模であれば、各構成農家につき特別加入のための規模要件を満たすものとして取り扱われます。

## (2) 指定農業機械作業従事者

自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）であって、次の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う方をいいます。

- ① 動力耕うん機その他の農業用トラクター
- ② 動力溝掘機
- ③ 自走式田植機
- ④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
- ⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
- ⑥ トラックその他の自走式運搬用機械
- ⑦ 次の定置式機械または携帯式機械
  - ・動力揚水機
  - ・動力草刈機
  - ・動力カッター
  - ・動力摘採機
  - ・動力脱穀機
  - ・動力剪定機
  - ・動力剪枝機
  - ・チェーンソー
  - ・単軌条式運搬機
  - ・コンベヤー



## (3) 国または地方公共団体が実施する訓練従事者

国または地方公共団体が実施する訓練従事者には、以下のものがあります。

職場適応訓練従事者	求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業に従事する方
事業主団体等委託訓練従事者	求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練で、事業主または事業主の団体に委託されて行われる作業に従事する方（教育訓練を行うための施設において主として実施される職業訓練を除く）



## (4) 家内労働者およびその補助者

家内労働法にいう家内労働者およびその補助者（以下「家内労働者等」という）で、次に掲げる特に危険度が高いとされる作業に従事する方をいいます。

- 1 プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業
- 2 次のいずれかの作業
  - ① 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研ま
  - ② 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業のうち、金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関するもの
- 3 有機溶剤や有機溶剤含有物を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
  - ① 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る）
  - ② 木製または合成樹脂製の漆器
- 4 陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの
  - ① 粉じん作業
  - ② 鉛化合物を含有する釉薬を使って行う施釉の作業
  - ③ 鉛化合物を含有する絵具を使って行う絵付けの作業
  - ④ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業
- 5 動力により駆動する合糸機、撚糸機、または織機を使用して行う作業
- 6 木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの
  - ① 仏壇
  - ② 木製または竹製の食器

以上の指定された作業を行う家内労働者等であっても、特別加入が認められるには、原則として1年間に200日以上その作業に従事し、1日の就労時間が平均して4時間以上と見込まれることが必要です。



## (5) 労働組合等の常勤役員

常時労働者を使用しない労働組合等であって、次の業務に従事する一人専従役員をいいます。

労働組合等の事務所、事業場、集会場または道路、公園その他の公共の用に供する施設において集会の運営、団体交渉その他その労働組合等の活動に関する作業（作業に必要な移動を含む）



この場合の労働組合等とは、以下のものをいいます。

- ① 労働組合法第2条および第5条第2項の規定に適合しているもの
- ② 国家公務員法第108条の3第5項もしくは地方公務員法第53条第5項の規定により登録された職員団体
- ③ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条により認証された職員団体等
- ④ 国会職員法第18条の2の組合であって労働組合法第5条第2項各号（第8号を除く）に掲げる内容と同様の内容を規定する規約を有しているもの

## (6) 介護作業従事者

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務に関する作業で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活の世話、機能訓練または看護に関する作業を行う方をいいます。

# 2 特別加入の手続き

## (1) 新たに特別加入を申請する場合

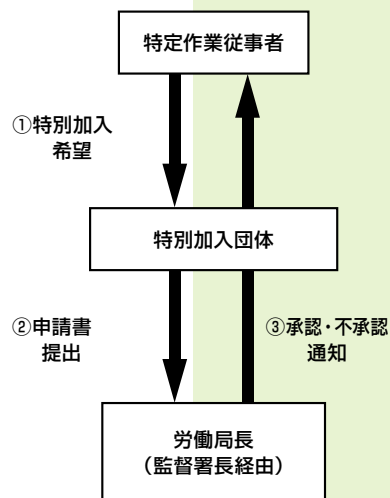
### <加入の手続>

提出するもの： 特別加入申請書（一人親方等）  
提出先： 所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」という）  
を經由して所轄の都道府県労働局長（以下「労働局長」という）

特別加入申請書（以下「申請書」という）には、特別加入を希望する方の業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入する必要があります。特別加入団体を通じて提出してください。

(注) 特定作業従事者の団体について

特定作業従事者の特別加入については、特定作業従事者の団体を事業主、特定作業従事者を労働者とみなして労災保険の適用を行うこととなりますが、この特定作業従事者の団体として認められるためには、次の要件を満たすことが必要です。



- ① 特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問いませんが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、その主たる事務所の所在地を中心として労働保険徴収法施行規則第6条第2項第4号に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

※申請書の記載については、15ページの記載例を参考にしてください。

※給付基礎日額については、8ページを参照してください。

- ① 申請書には、定款、規約等その団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類と業務災害の防止に関して特定作業従事者の団体が講ずべき措置および特定作業従事者が守るべき事項を定めた書類を添付しなければならないこととされています。ただし、職場適応訓練従事者、事業主団体等委託訓練従事者および家内労働者等については、上記書類の添付は必要ありません。
- ② 特定農作業従事者については、年間農業生産物総販売額または経営耕地面積を証明する農協や農業委員会等の証明書を、労働組合等常勤役員については、労働組合等としての証明となる労働委員会の証明書等を添付していただきます。

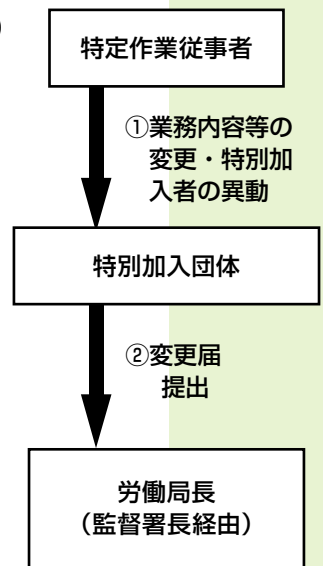
特別加入の申請に対する労働局長の承認は、当該申請の日の翌日から14日以内で申請者が加入を希望する日となります。

## (2) すでに特別加入を承認されている団体の場合

提出するもの： 特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）  
提出先： 監督署長を経由して労働局長

以下の場合には特別加入に関する変更届（以下「変更届」という）を提出する必要があります。

- ①特別加入を承認されている方の氏名、作業内容等に変更があった場合
- ②新たに特定作業従事者として特別加入を希望する方がいる場合
- ③すでに特別加入を承認されている方の一部が特別加入者としての要件にあてはまらなくなった場合



※変更届の記載については16ページの記載例を参考にしてください。

※新たに特別加入者の要件に該当することになった方については、「特別

加入者の異動（新たに特別加入者になった者）」欄に必要な事項を記載してください。

※特別加入を承認されている方の一部が特別加入者としての要件に該当しなくなった場合には、「特別加入者の異動（特別加入者でなくなった者）」欄に必要な事項を記載してください。

※家内労働者の方は、保険年度末日までの期限付き承認となっていますので、継続して特別加入を希望する場合は新たに特別加入を申請する必要があります。

（ご注意）

変更届は業務災害または通勤災害が発生する前に提出された内容が給付に反映されません。

# 3 加入時健康診断

## (1) 加入時健康診断が必要な場合

特定作業従事者として特別加入を希望する「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「家内労働者およびその補助者」、「労働組合等の常勤役員」および「介護作業従事者」のうち、表1に記載されている業務にそれぞれ定められた期間を超えて従事したことがある場合には、特別加入を行う際に健康診断を受ける必要があります。

表1 加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間)	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6か月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月	有機溶剤中毒健康診断

## (2) 手続方法

### <手続の流れ>

①「特別加入時健康診断申出書」（以下「申出書」という）を特別加入団体を通じて監督署長に提出。

※申出書の記載については、17ページの記載例を参考にしてください。

②申出書の業務歴から判断して加入時健康診断が必要であると認められる場合、監督署長は「特別加入健康診断指示書」（以下「指示書」という）および「特別加入時健康診断実施依頼書」（以下「依頼書」という）を交付。

③指示書に記載された期間内に、あらかじめ労働局長が委託している診断実施機関の中から選んで加入時健康診断を受診。依頼書は診断実施機関に提出。

※お近くの診断実施機関については都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

※加入時健康診断にかかる費用は国が負担しますが、交通費は自己負担となります。

④診断実施機関が作成した「健康診断証明書（特別加入用）」を申請書または変更届に添付し、監督署長に提出。

※じん肺健康診断を受けた場合には、じん肺の所見がないと認められた場合を除き、エックス線写真を健康診断証明書に添付することが必要です。



(ご注意)

健康診断証明書を提出しなかったり、業務の内容や業務歴などについて虚偽の申告を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されなかったり、保険給付が受けられない場合がありますのでご注意ください。

### (3) 特別加入が制限される場合

加入時健康診断の結果が、次のような場合には特別加入が制限されます。

特別加入予定者がすでに疾病にかかっている、その症状または障害の程度が一般的に就業することが難しく、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する作業の内容にかかわらず特別加入は認められません。

特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状または障害の程度が特定作業からの転換を必要とすると認められる場合には、特定作業以外の作業についてのみ特別加入が認められることとなります。

家内労働者の場合、特別加入予定者がすでに疾病にかかっている、その症状または障害の程度が特定作業からの転換を必要とする程度であると認められ、他の作業に転換した結果特別加入者としての加入要件を満たさなくなる場合には、特別加入は認められません。

### (4) 保険給付を受けられない場合

特別加入前に疾病が発症、または加入前の原因により発症したと認められる場合には、特別加入者としての保険給付を受けられないことがあります。

特別加入者に関する業務上の災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、その業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されるものであり、特別加入前に発症した疾病や特別加入前の事由により発症した疾病に関しては、保険給付の対象となりません。

したがって、加入時健康診断の結果、疾病の症状または障害の程度が、特別加入についての制限を行う必要のない程度であった場合であっても、加入時点における疾病の程度および特別加入後における有害因子へのばく露濃度、ばく露期間等からみて、加入前の業務に主たる要因があると認められる疾病については、保険給付は行われません。

## 4 業務災害の防止に関する措置

特定作業従事者の団体は、あらかじめ業務災害の防止について取るべき措置や特定作業従事者が守るべき事項を定めておかなければなりません。これらによって、自主的に業務災害防止に努めていただくこととなります。

# 5 給付基礎日額・保険料

## (1) 給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、労働局長が決定します。

決定された給付基礎日額は事前に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を經由して労働局長あて提出することによって翌年度より変更することができます。(\*1)

また、年度更新期間中にも「給付基礎日額変更申請書」により当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、災害発生前に申請することが前提になりますので、給付基礎日額変更申請書を提出する前に災害が発生している場合は、給付基礎日額変更は認められません。

(\*2)

(注)\*1、\*2は平成24年度以降の給付基礎日額について適用となります。

## (2) 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率（表3参照）を乗じたものとなります。

なお、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

表2 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年 間 保 険 料	
		年間保険料=保険料算定基礎額(注2)×保険料率	
		(例1) 特定農作業従事者の場合 保険料率 9/1000	(例2) 職場適応訓練従事者の場合 保険料率 5/1000
20,000円	7,300,000円	65,700円	36,500円
18,000円	6,570,000円	59,130円	32,850円
16,000円	5,840,000円	52,560円	29,200円
14,000円	5,110,000円	45,990円	25,550円
12,000円	4,380,000円	39,420円	21,900円
10,000円	3,650,000円	32,850円	18,250円
9,000円	3,285,000円	29,565円	16,425円
8,000円	2,920,000円	26,280円	14,600円
7,000円	2,555,000円	22,995円	12,775円
6,000円	2,190,000円	19,710円	10,950円
5,000円	1,825,000円	16,425円	9,125円
4,000円	1,460,000円	13,140円	7,300円
3,500円	1,277,500円	11,493円	6,385円
(注1)(3,000円)	(1,095,000円)		
(2,500円)	( 912,500円)		
(2,000円)	( 730,000円)		

(注1) ( ) 内の給付基礎日額および保険料算定基礎額については、家内労働者等についてのみ適用されます。

(注2) 特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

別表3 第2種特別加入保険料率表

特 別 加 入 の 種 類		料 率
特 定 農 作 業 従 事 者		9/1000
指 定 農 業 機 械 作 業 従 事 者		5/1000
職 場 適 応 訓 練 従 事 者		5/1000
事 業 主 団 体 等 委 託 訓 練 従 事 者		5/1000
家 内 労 働 者 等	プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	16/1000
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業</li> <li>・ 溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業のうち、金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関するもの</li> </ul>	16/1000
	有機溶剤や有機溶剤含有物を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限り）</li> <li>・ 木製または合成樹脂製の漆器</li> </ul>	7/1000
	陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 粉じん作業</li> <li>・ 鉛化合物を含有する釉薬を使って行う施釉の作業</li> <li>・ 鉛化合物を含有する絵具を使って行う絵付けの作業</li> <li>・ 施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業</li> </ul>	17/1000
	動力により駆動する合糸機、撚糸機、または織機を使用して行う作業	4/1000
	木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仏壇</li> <li>・ 木製または竹製の食器</li> </ul>	18/1000
労 働 組 合 等 常 勤 役 員		4/1000
介 護 作 業 従 事 者		6/1000

# 6 補償の対象となる範囲

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定の要件を満たすときに労災保険から給付が行われます。

## (1) 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入対象に応じて一定の業務を行っていた場合に限られています。したがって、次に該当しない場合には被災しても保険給付を受けることができませんので注意してください。

### ① 特定農作業従事者

自営農業者が、農作業場で行う「土地の耕作や開墾」、「植物の栽培や採取」、「家畜（家きんやみつばちを含む）や蚕の飼育の作業」のうち、次のア～オのいずれかに当たる作業を行う場合（その作業に直接附帯する行為を含む）

- ア 農作業場で動力により駆動する機械を使用して行う作業
- イ 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において行う作業
- ウ 農作業場の酸素欠乏危険場所で行う作業
- エ 農作業場で農薬を散布する作業
- オ 農作業場で牛・馬・豚に接触し、または接触する恐れのある作業

### ② 指定農業機械作業従事者

- ア 自営農業者が、ほ場または、ほ道の作業場において指定農業機械（2ページ参照）を使用して行う作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
- イ 自営農業者が指定農業機械をほ場などの作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などからほ場などの作業場へ運搬する作業を含む。）およびこれに直接附帯する行為を行う場合

### ③ 国または地方公共団体が実施する訓練従事者

労働者の場合に準じます。

#### ④ 家内労働者等

ア 家内労働者等が、作業場で、申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載された作業またはこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 家内労働者等が、作業場に隣接した場所（作業場の敷地内、作業場前の道路上など）において行う家内労働に関わる材料、加工品などの積み込み、積み卸し作業および運搬作業を行う場合

#### ⑤ 労働組合等の常勤役員

労働組合等の常勤役員が、労働組合等の事務所、事業場、集会場または道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他その労働組合等の活動に関する作業（作業に必要な移動を含む）を行う場合

#### ⑥ 介護作業従事者

介護作業従事者が、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活の世話、機能訓練または看護に関する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

## (2) 通勤災害

**通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。**

ただし、次に掲げる特定作業従事者については、通勤災害の保護の対象となっていません。

- ① 特定農作業従事者
- ② 指定農業機械作業従事者
- ③ 家内労働者等

〔労災保険法上の通勤とは〕

「通勤災害」とは、通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復 ②就業の場所から他の就業の場所への移動 ③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとしています。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、その逸脱・中断の間およびその後の移動は通勤となりません。ただし、その逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は「通勤」となります。



# 7 保険給付・特別支給金の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

特別加入者に対する保険給付および特別支給金の種類は、表4の通りです。

表4 保険給付・特別支給金一覧表

保険給付の種類 (注1)	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例 (給付基礎日額1万円の場合)
療養補償給付 療養給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院または労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、労災病院または労災指定病院等以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。	特別支給金はありません。	(給付基礎日額とは関係なく)必要な治療が無料で受けられます。
休業補償給付 休業給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合 (注2)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額を支給。	(20日間休業した場合) ①休業(補償)給付 1万円×60%×(20日-3日) =10万2千円 ②休業(補償)特別支給金 1万円×20%×(20日-3日) =3万4千円
障害補償給付 障害給付	〔障害(補償)年金〕 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合  〔障害(補償)一時金〕 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	〔障害(補償)年金の場合〕 第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。  〔障害(補償)一時金の場合〕 第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金 第1級342万円～第14級8万円を一時金として支給。	(第1級の場合) ①障害(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②障害特別支給金(一時金) 342万円
傷病補償年金 傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において ①傷病が治っていないこと ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること のいずれにも該当する場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金 第1級は114万円 第2級は107万円 第3級は100万円を一時金として支給。	(第1級の場合) ①傷病(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②傷病特別支給金(一時金) 114万円

保険給付の種類	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例 (給付基礎日額1万円の場合)
遺族補償給付 遺族給付	〔遺族(補償)年金〕 業務災害または通勤災害により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じてかわります。)  〔遺族(補償)一時金〕 ①遺族(補償)年金を受けることができる遺族がない場合 ②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受けよう方がいない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合	〔遺族(補償)年金の場合〕 遺族の人数によって支給される額が異なります。 (遺族1人の場合) 給付基礎日額の153日分または175日分(注3) (遺族2人の場合) 給付基礎日額の201日分 (遺族3人の場合) 給付基礎日額の223日分 (遺族4人以上の場合) 給付基礎日額の245日分  〔遺族(補償)一時金の場合〕 左欄の①の場合 給付基礎日額の1000日分 左欄の②の場合 給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額	遺族特別支給金 300万円を一時金として支給	〔遺族(補償)年金で遺族が4人の場合〕 ①遺族(補償)年金 1万円×245日=245万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円  〔遺族(補償)一時金支給事由①で遺族が4人の場合〕 ①遺族(補償)一時金 1万円×1000日=1000万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。	①1万円×60日=60万円 ②31万5千円+(1万円×30日)=61万5千円 よって、高い額の②が支払われることになります。
介護補償給付 介護給付	業務災害または通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	介護の費用として支出した額(上限額があります)が支給されます。親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が最低保障額を下回る場合は一律にその最低保障額が支給されます。 上限額および最低保障額は、常時介護と随時介護の場合で異なります。	特別支給金はありません。	H24年4月1日現在 〔常時介護を要する者〕 最高限度額 104,530円 最低保障額 56,720円  〔随時介護を要する者〕 最高限度額 52,270円 最低保障額 28,360円

(注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付です。

(注2) 休業(補償)給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要となっています。(全部労働不能とは、入院中または自宅就床加療中もしくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業ができない状態をいいます)

(注3) 遺族(補償)年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

## 8 支給制限

特別加入者が業務災害または通勤災害を被った場合には保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意または重大な過失によって発生した場合や保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（全部または一部）が行われることがあります。

## 9 特別加入者としての地位の消滅

### (1) 脱退により消滅する場合

特定作業従事者の団体は、政府の承認を受けて脱退することができますが、この脱退の申請は、その団体を構成する方全員を包括して行わなければなりません。この場合、その団体は、監督署長を経由して労働局長に「特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）」を提出し、承認を受ける必要があります。

特別加入の脱退申請に対する労働局長の承認は、脱退申請の日から14日以内で申請者が脱退を希望する日となります。

### (2) 自動的に消滅する場合

特定作業従事者が特別加入者としての要件を満たさなくなったときには、その日に特別加入者としての地位が消滅します。

特定作業従事者が団体の構成員でなくなったときは、その日に特別加入者としての地位が消滅します。

特定作業従事者の団体が解散したときは、その解散の日の翌日に特別加入者としての地位が消滅します。

### (3) 取消により消滅する場合

特定作業従事者の団体が関係法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。

「特定業務との関係」欄は、特別加入者として従事する業務が欄内のイから二までに掲げる特定業務のいずれかに該当する場合には、その該当する特定業務の記号を○で囲み、いずれにも該当しない場合には、ホを○で囲んでください。

「業務又は作業の具体的内容」欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるかどうかを判断する上で重要な項目ですので、明確に記載してください。

特定業務のいずれかに該当する場合には、「業務歴」欄にその該当する特定業務に最初に従事した年月を上段に、特定業務に従事した期間の合計を下段に記載してください。

様式第34号の10(表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (一人親方等)

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。

フリガナ	コウセイロウドウノウギョウクミアイ						
① 名称	厚生労働農業組合						
代表者の氏名	組合長 殿が関 一郎						
事業又は作業の種類	特定農作業(動力機械も使用する農作業)						
② 特別加入予定者	*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。						加入予定者数 計 20名
整理番号	特別加入予定者の氏名	法第33条第1号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容		業務歴	希望する給付基礎日額	備考
			業務又は作業の具体的内容	特定業務との関係			
1	厚生 一郎	本人	水稻栽培作業 (動力耕うん機 コンバイン)	イ 初しん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ⑤ 該当なし	最初に 従事した年月 年 月 特定業務に 従事した期間 の合計 年 月	12,000	
2	労働 二郎	本人	同上	イ 初しん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ⑤ 該当なし	最初に 従事した年月 年 月 特定業務に 従事した期間 の合計 年 月	12,000	
3	厚弟 三郎	本人	同上	イ 初しん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ⑤ 該当なし	最初に 従事した年月 年 月 特定業務に 従事した期間 の合計 年 月	10,000	
4	労働 四郎	本人	同上	イ 初しん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ⑤ 該当なし	最初に 従事した年月 年 月 特定業務に 従事した期間 の合計 年 月	10,000	
			(以下別紙)	イ 初しん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	最初に 従事した年月 年 月 特定業務に 従事した期間 の合計 年 月		
③ 添付する書類の名称	イ 団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類		厚生労働農業組合規約				
	ロ 業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類		厚生労働農業組合災害防止規定				
④ 特別加入を希望する日(申請日の翌日から起算して14日以内) 平成23年 5月 1日							

上記のとおり特別加入の申請をします。

名 称 厚生労働農業組合  
 〒平成23年 4月 21日  
 団体の 主たる事務所 秋田県秋田市△△町△-△-△  
 の所在地 秋田県秋田市△△町△-△-△  
 代表者の氏名 組合長 殿が関 太郎  
 秋田 労働局長 殿



「特別加入予定者の氏名」欄は、特定作業従事者として特別加入を予定している方全員の氏名を記載してください。

特別加入に関する変更届  
 労働者災害補償保険 (中小事業主等及び一人親方等)  
 特別加入脱退申請書

◎ 裏面の注意事項を読んでから記載してください。

特別加入に係る事業承認	イ 労働保険番号	05-101000000
	ロ 名称	厚生労働農業組合
	ハ 事業場の所在地	秋田県秋田市△△町△-△-△

変更届の場合 (特別加入者に関する)	事項の変更	変更年月日	変更を生じた者の氏名 変更後の氏名	法第33条第1号又は第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容				
				変更前	変更前				
				変更後	変更後				
				変更後	変更後				
特別加入者の異動 (特別加入者でなくなった)	異動年月日	氏名		異動年月日	氏名				
特別加入者 (新たに特別加入者になった者) の異動	異動年月日	氏名	法第33条第1号又は第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容		業務歴		希望する給付基礎日額	備考
	平成23年6月1日	農業花子 本人		果樹園農作業 (チェーンソー)	イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	特定業務に 最初に従事した年月 20年 月	10,000		
					イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	特定業務に 最初に従事した年月 年 月			
					イ 粉じん作業を行う業務 ロ 振動工具使用の業務 ハ 鉛業務 ニ 有機溶剤業務 ホ 該当なし	特定業務に 最初に従事した年月 年 月			
変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して14日以内) 年 月 日									

脱退の場合	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限り記載すること。	
	* 申請の理由 (脱退の理由)	
* 脱退を希望する日 (申請日から起算して14日以内)		年 月 日

上記のとおり 変更を生じたので届けます。  
特別加入脱退の申請をします。

平成23年 5月 22日  
秋田 労働局長 殿

郵便番号 010-0000 電話番号 018-862-XXXX  
住所 秋田県秋田市△△町△-△-△  
事業主の氏名 組合長 露本 太郎  
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)





労働者災害補償保険  
特別加入時健康診断申出書

秋田 労働基準監督署長殿

下記の者について健康診断証明書の提出が必要ですので、「特別加入健康診断指示書」の交付をお願いします。

平成 23 年 5 月 14 日

労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹	番 号	枝 番 号
	05	10	10	00	0000	00

事業主又は特別加入団体の住所 秋田県秋田市〇〇町△-△-△

(名称) 厚生労働農業組合  
氏名 組合長 露心閣太郎 (組合長印)

特別加入団体の場合には、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名

特別加入予定者のうち健康診断が必要な者	特別加入予定年月日	特別加入予定者の作業の内容及び作業に用いる工具(又は材料、薬品等)の名称	左記の業務に特別加入前に従事した期間	実施すべき健康診断の種類 (該当する項を○で囲むこと)
農業花子	23.6.1	果樹園農作業 (フェンシ-動力草刈機)	平成3年4月から 22年3月まで 20年 月間	イ.じん肺健康診断 ⓪.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断
			年 月から 年 月まで 年 月間	イ.じん肺健康診断 ロ.振動障害健康診断 ハ.鉛中毒健康診断 ニ.有機溶剤中毒健康診断

労働保険事務組合の証明

労働保険事務の処理の委託を  受けている  受ける予定である ことを証明します。

平成 年 月 日 認可記号番号 第 号

名 称

労働保険事務組合の主たる事務所の所在地 電話 局番

代表者の氏名 (印)

詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。